

マネジメントリポート

2008年 1月

今回のテーマ： 工事契約に関する収益認識基準の変更

2007年12月27日、企業会計基準委員会は「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を公表しました。

長期請負工事に関する収益の計上については、従来、工事進行基準と工事完成基準の選択適用が認められていました。新会計基準においては、一定の要件を満たす場合、工事進行基準が強制適用され、それ以外の場合に工事完成基準を適用することとなります。

本会計基準は、2009年4月1日以後開始する事業年度から適用され、適用初年度以後に着手する工事契約から適用されます（適用時期等については早期適用その他の措置が講じられています）。

1 背景

各企業の財務諸表間の比較可能性の確保

四半期財務報告制度の導入等による、適時な財務情報の提供

会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）

2 適用対象取引

工事契約（仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指示に基づいて行うものをいいます。）

受注制作のソフトウェア（工事契約に準じて適用します。）

3 工事進行基準適用の要件

工事の進行途上において、その進捗部分について「成果の確実性」が認められることが必要であり、そのためには次の各要素について「信頼性をもって見積もることができる」ことが必要とされています。

工事収益総額

工事原価総額

決算日における工事進捗度

4 工事契約から損失が見込まれる場合

工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その超過見込額（工事損失）のうち既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上すべきことが明示されました。

お見逃しなく！

1. 長期の請負工事でなくとも、会計期間をまたぐ工事については工事進行基準を適用すべき場合があります。
2. 新会計基準の適用は、売上高や利益に大きな影響を与える可能性がありますので、適用初年度についての損益予算や業績予想の作成には留意が必要です。
3. 工事進行基準適用の要件の1つである工事原価総額の見積もり要件を満たすためには、実行予算や工事原価に関する管理体制の整備が不可欠であり、財務報告に係る内部統制に密接に関わると考えられます。